

最高出力確認済み証明書又は確認実施機関による最高出力確認済みの表示(シール)のサンプル

【別紙8】最高出力が 4.0kW 以下であることの確認済書

年 月 日								
(最高出力確認の申請者の名称) (代表者の氏名) 殿 (最高出力確認実施機関の名称) (代表者の氏名) 最高出力が 4.0kW 以下であることの確認済書 原動機付自転車の最高出力確認制度に関する告示(令和●●●●年国土交通省告示第●●●●号)第5条第1項に基づき申請があった下記に掲げる原動機付自転車については、同条第2項の最高出力確認の結果、最高出力が 4.0kW 以下であり、かつ、最高出力抑制装置が保安基準第 66 条の4の3に適合するものと確認しました。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">車 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車 台 番 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原 動 機 の 型 式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最 高 出 力 確 認 番 号</td> <td></td> </tr> </table>	車 名		車 台 番 号		原 動 機 の 型 式		最 高 出 力 確 認 番 号	
車 名								
車 台 番 号								
原 動 機 の 型 式								
最 高 出 力 確 認 番 号								

(日本産業規格A列4番)

【別紙11】シールの様式



備考

- (1) 文字の書体はゴシックとし、大きさは原則8ポイント(日本産業規格 Z8305 に規定するポイントをいう。)以上とする。
- (2) 寸法の単位は、「ミリメートル」とする。
- (3) 「認定機関名称」は、最高出力確認実施機関毎に指定された名称とする。

原動機付自転車の最高出力確認制度に関するガイドライン(抜粋)